

本庄市介護保険事業者における事故等発生時の報告の取扱

1 目的

本取扱は、介護保険サービスや宿泊サービスの提供により事故等が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から市へ報告が行われ、賠償を含めた事故等の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

2 対象

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「各事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。なお、指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスを提供する際に発生した事故等についても、この取扱に定めるところにより市へ報告するものとする。

3 報告の範囲

各事業所は、次の（１）から（８）に該当する事故等が発生した場合は、被保険者の属する保険者へ報告を行うこととする。

（１）サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故の発生

- ・「サービスの提供による」範囲は、送迎・通院等の間の事故、居宅の通所・入所及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間の事故が含まれる。
- ・けがの程度については、医療機関で受診したものを原則とする。
- ・上記以外でもトラブルになりそうな場合は必ず報告すること。
- ・利用者が病気により死亡した場合であっても死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。
- ・事業者側の過失の有無は問わない。（例）利用者間トラブル、無断外出等

（２）食中毒及び感染症、結核の発生

- ・感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（別紙参照）に定めるもののうち、原則として一・二・三・四・五類に該当するものをいう。
- ・これら関連する法律等に定める届出義務がある場合は従うこと。

（３）誤薬

（４）職員の法令違反・不祥事の発生（例）預かり金の横領、個人情報の紛失等

（５）高齢者に対する虐待・若しくはそれが疑われる事例の発生

（６）利用者がサービス利用中に行方不明になった場合

（７）風水害や震災、施設内の火災や管理上の事故によって利用者に影響を与えた場合

（８）その他、報告が認められる事故の発生

4 報告の手順

- (1) 事故発生後、「事故報告書（別紙様式）」の第一報を速やかに保険者（市町村）へ提出すること。なお、重大事故など緊急性の高いものについては、第一報を電話にて行い、その後、速やかに書面による報告をすること。
- (2) 事故報告の経過について、電話又は「事故報告書（続報）」により適宜報告すること。
- (3) 事故処理完了した時点で、「事故報告書（最終報告）」により報告すること。

5 報告先

各事業所は事故が発生した場合、被保険者の属する保険者（市町村）及び事業所・施設が所在する市町村双方に連絡すること。なお、各事業所においては苦情相談窓口として当該保険者の連絡先を掲示すること。

事故報告書は、原則電子メールで行い、個人情報の記載がある場合にはパスワード付きで送付すること。なお、電子メールにより難しい場合には、持参又は郵送で行うこと。緊急やむを得ず FAX を使用する場合は、個人情報を黒塗りにして送信すること。

6 報告を受けた市町村での対応

市は報告を受けた場合は事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行う。この場合、当該被保険者の属する市町村が主たる対応を行うものとするが、必要に応じて事業者の所在する市町村や埼玉県及び埼玉県国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。なお、重大な事故については埼玉県に報告するものとする。

(提出・お問い合わせ先)

〒367-8501

本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市介護保険課介護業務係

電話番号 0495-25-1719 FAX 0495-23-1963